墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)新 旧対照表

改 正 案 現 行 (用語の意義) [同左] 第2条 〔略〕 第2条 〔略〕 2 〔略〕 2 [略] 3 この条例において「養育者」とは、次の各 │ 3 この条例において「養育者」とは、次の各 号のいずれかに該当する児童を養育する(そ 号のいずれかに該当する児童を養育する(そ の児童と同居して、これを監護し、かつ、そ の児童と同居して、これを監護し、かつ、そ の生計を維持することをいう。)者であっ の生計を維持することをいう。) 者であっ て、父母、児童福祉法(昭和22年法律第1 て、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第 64号)第6条の2第8項に規定する小規模 164号)第6条の3に規定する里親(以下 住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条 「里親」という。)以外のものをいう。 の3第1項に規定する里親(次条第2項第4 号において「里親等」という。) 以外のもの をいう。 • 〔略〕 • 〔略〕 4 〔略〕 4 〔略〕 [同左] (対象者) 第3条 〔略〕 第3条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいず 2 [同左] れかに該当する者は、対象者としない。 [略] [略] 里親等に委託されている者 里親に委託されている者

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。